

○和歌山市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例

平成26年12月17日

条例第87号

(趣旨)

第1条 この条例は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第47条第1項第1号、第79条第2項第1号並びに第81条第1項及び第2項の規定に基づき、指定居宅介護支援及び基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準並びに法第46条第1項の指定の申請者の基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準)

第3条 指定居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、次条第1項及び第5条第1項に規定するもののほか、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下この条及び次条において「省令」という。）の規定（省令第29条及び第30条を除く。）による基準をもって、その基準とする。

2 基準該当居宅介護支援の事業の人員及び運営に関する基準は、次条第2項及び第5条第2項において準用する同条第1項に規定するもののほか、省令第30条において準用する省令第1条の2、第2章及び第3章（第26条第6項及び第7項並びに第29条を除く。）の規定による基準をもって、その基準とする。

(記録の整備)

第4条 省令第29条の規定は、指定居宅介護支援の事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条第2項中「その完結の日から2年間」とあるのは、「当該指定居宅介護支援を提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

2 省令第29条の規定は、基準該当居宅介護支援の事業を行う者が整備し、かつ、保存しなければならない記録について準用する。この場合において、同条中「指定居宅介護支援事業者」とあるのは「基準該当居宅介護支援事業者」と、同条第2項中「指定居宅介護支援の」とあるのは「基準該当居宅介護支援の」と、「その完結の日から2年間」とあるのは「当該基準該当居宅介護支援を提供した日から5年間」と読み替えるものとする。

(人権擁護)

第5条 指定居宅介護支援の事業を行う者は、指定居宅介護支援の利用者の人権を擁護するため、指定居宅介護支援を行う事業所ごとに、人権擁護推進員を置くとともに、従業者に対し、人権擁護に関する研修を実施しなければならない。

2 前項の規定は、基準該当居宅介護支援の事業を行う者について準用する。この場合において、

同項中「指定居宅介護支援」とあるのは、「基準該当居宅介護支援」と読み替えるものとする。

(法第79条第2項第1号の申請者)

第6条 法第79条第2項第1号の条例で定める者は、法人である者とする。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。